

令和3年

行方市農業委員会

# 第6回総会会議録

(令和3年6月25日)

令和3年6月25日 行方市農業委員会第6回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

## 1 本日の会議に付した議案

議案第40号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第41号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第43号	現況証明願について
議案第44号	行方市農業振興地域整備計画変更（一般管理）に係る意見決定について
議案第45号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第46号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第47号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第48号	全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について
議案第49号	農業者年金加入推進について
議案第50号	農地パトロールについて
議案第51号	行方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見について
報告第26号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第27号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第28号	農業委員活動状況について

## 2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原 文夫
17番 清水 量	18番 横山 司	19番 山野 貴司

## 3 本日の欠席委員

なし

## 4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後3時00分
	(会長挨拶)
事務局	それでは、ただいまより令和3年行方市農業委員会第6回総会を開会させていただきます。 総会議事日程第2、会長挨拶、清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします

会 長 す。  
改めましてこんにちは。  
今日は各部会に引き続きまして、総会ということで大変ご苦労さまでございます。  
天気の方は、今日、明日まではいいのかな、それで日曜日からしばらくは天気が崩れるというような模様でございます。  
また、コロナウィルスのほう、コロナワクチンの接種が始まって、私も今度の28日によく打ちまして、レイクエコーですか、あそこでやってもらうような予定でおります。今後、このワクチンの接種が進んで、ワクチンの効果が現れて、それで落ち着いていくということになるといいと思いますけれども。なるべく平常どおりの生活が早くに戻るということを期待しております。  
もう6月、7月、8月と、あと限られた任期ということになってきておりますが、最後までできる限りの活動をしていきたいと、このように思っております。皆様方の協力をよろしくお願いを申し上げていきたいです。  
スムーズに総会のほうを進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

事 務 局 ありがとうございます。

(経過報告)

事 務 局 続きまして、日程第3、経過報告。  
別紙の6月行事経過報告によりまして説明させていただきます。  
6月7日、いばらき農業委員会女性協議会第1回役員会。こちらは市町村会館におきまして、根崎委員、事務局のほうで出席いたしまして、第17回定例総会について協議をいたしました。  
続きまして、6月21日、農業委員会行方地域協議会理事会、こちらにつきましては、北浦庁舎におきまして、令和3年度各種事業の実施についてほかを清水会長、高塚代理、事務局のほうで出席をいたしました。  
続きまして、本日でございます。6月25日、先ほどですが、農地部会のほうを開きました。こちらにつきましては、農地パトロールの実施についてほかを農地部会委員、事務局のほうで行いました。  
次に、農政部会です。こちらにつきましても農業施策の国県要望についてほかということで、農政部会委員、事務局のほうで出席をして、協議を行いました。  
続きまして、第6回総会が本日でございます。  
この後、総会終了後でございますが、農地利用最適化推進委員の選考会議、こちらを開催する予定になっております。こちらにつきましては、役員と事務局のほうで推進委員の選考についてを協議したいと思っております。以上でございます。

(議長の選出)

事 務 局 それでは、日程第4に入ります。  
議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事進行の職に就かせていただきます。

(資格審査報告)

議 長 ただいまの出席委員は18名、欠席委員は0名でございますので、定数に達しております。  
したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。

(会期の決定)

議 長 本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
全 員 異議なし。  
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議 長 会議録署名人を議長において次のように指名いたします。  
4 番内藤宏一委員 6 番中城かおり委員。

(書記の選出)

議 長 総会書記として事務局の寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議事日程報告)

議 長 議事日程は別紙日程表のとおりです。

(議案の審議)

議 長 それでは、議案の審議に入ります。

(議案第40号)

議 長 議案第40号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第40号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する)。

議 長 それでは、早速審議に入ります。  
1 項ごとに審議をいたします。  
1 項の調査員より調査の報告を求めます。

1 番 1 番、平塚です。第1項の調査報告をいたします。  
譲受人は市内籠田在住60代、農業の男性です。譲渡人は市内杉平在住20代、会社員の男性です。申請事由は、議案書のとおり農業経営の規模を拡大し、経営の安定を図るため、売買による所有権移転です。当該申請地は行方市籠田で、県道185号線の吉川地区との境を西へ100mほど入ったところです。受人は、以前か

		<p>らこの田を利用権設定して水稻を栽培しており、その更新時期を機に売買の話になったようです。面積は、2筆合計で3,214㎡です。取得後の経営面積は22,690㎡です。通作距離は約1km。車で3分ほどです。必要書類も添付されており、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題もなく、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
4	番	<p>4番、内藤です。第2項の調査報告をいたします。</p> <p>譲受人は行方市羽生に在住する28歳の農業兼会社員の男性です。譲渡人は同じく市内羽生に在住する69歳、農業の男性です。2人の関係は親子でございます。申請事由につきましては経営移譲で、区分については贈与による所有権移転です。息子である譲受人から、農業経営をしたいと申出があり、譲渡人は申出を受託したということでございます。現場は、羽生郵便局を中心に国道355号の両側の申請地となります。調査結果は何ら問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題もなく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	1番	<p>11番、椎名です。第3項の調査報告をします。</p> <p>受人は行方市橋門在住77歳、農業の男性です。渡人は新潟県在住の71歳の男性です。申請理由は、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による所有権の移転です。取得後の経営面積は147,657㎡になります。米、セリ、エシャロットを耕作しております。土地までの距離は300mで、受人が長年耕作して続いた土地でございます。何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題もなく許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	6番	<p>16番、原です。4項の調査報告をいたします。</p> <p>借受人は市内両宿出身で東京都に在住する農業兼会社員の54歳の方であります。</p>

		<p>所有地、借地併せて284aほど経営しております。主に醸造用ブドウの栽培をしております。貸人は市内両宿に在住する53歳の方であります。申請理由でございますが、数年前から耕作されていない当該農地を借り受けて、醸造用ブドウ作りの規模拡大をしたいということです。農業従事日数は150日。農機具等も所有しており、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
議	長	<p>調査の結果は、農機具等も整っており、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
3	番	<p>3番、古渡です。第5項の調査報告をいたします。</p> <p>譲受人は行方市玉造甲に住む72歳の農業の男性です。譲渡人は同市玉造甲に住む71歳の無職の女性の方です。申請理由は農業経営の規模拡大、区分は所有権移転です。受人は、田畑併せて35,200㎡。主に米、サツマイモをやっているそうです。自宅から現場までは約5km、7分ぐらいです。作業日数も320日、農機具もそろっていて、何ら問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何ら問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、6項の案件につきましては、議事参与の制限により、関係委員は議事に参与することはできないとされております。よって、関係委員の退席を求め、その間、暫時休憩といたします。</p>
		<p>(休憩) 午後 3時 10分～午後 3時 10分</p>
議	長	<p>再開をいたします。</p>
9	番	<p>調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>9番、小沼です。6項の調査報告をします。</p> <p>譲受人は年齢71歳、市内石神在住の農業の方です。田畑併せて135a営農しています。内容については、主に水稻、陸稲を栽培しています。譲渡人は年齢62歳、市内石神在住会社員の男性の方です。申請理由は議案の記載のとおり、農業経営の規模拡大を図るため。区分は売買による所有権移転で申請されたものです。調査の結果、問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何ら問題のないものであるということでございます。審議をお願い</p>

		いたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。 ここで関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。
		(休憩) 午後 3時 11分～午後 3時 11分
議	長	審議を再開します。
9	番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、小沼です。7項の調査報告をします。 譲受人は行方市麻生、兼業農業の71歳の男性の方です。譲渡人は行方市石神67歳の男性の方です。申請理由は農業経営の規模拡大を図るため。区分は売買による所有権移転です。譲受人は、田畑併せて7,800㎡。水稻、サツマイモを年間270日。農機具もそろっており、家から1km、5分程度。許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、何の問題なく許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の案件につきましては、議事参与の制限により、関係委員は議事に参与することはできないとされており、よって、関係委員の退室を求め、その間、暫時休憩といたします。
		(休憩) 午後 3時 13分～午後 3時 13分
議	長	再開をいたします。
9	番	調査員より調査の報告を求めます。 9番、小沼です。8項の調査報告をします。 譲受人は行方市麻生、兼業農家の71歳の男性の方です。譲渡人は行方市石神、農業の71歳の男性の方です。申請理由は農業の規模拡大を図るため。区分は売買による所有権移転です。譲受人は、田畑併せて7,800㎡。水稻、サツマイモを年間270日。農機具もそろっており、家から1km、5分程度。許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、耕作地よりも1kmで問題ないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。 ここで関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。

(休憩) 午後 3時 14分～午後 3時 14分

- 議 長 審議を再開いたします。
- 1 6 番 次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。  
16番、原です。9項の調査報告をいたします。  
譲受人は市内小貫在住の35歳の農業の男性でございます。季節野菜を中心に15,500㎡ほどを耕作しております。譲渡人は市内次木在住の68歳の農業の男性の方でございます。この申請地は20年前に借地として借り受けしておったところでございます。申請理由は農業経営の規模拡大のための当該農地を売買による所有権の移転をしたいというものでございます。権利を移転する土地まで300m、5分ほどであり、農機具、従事日数など、諸要件等を満たしており、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。
- 議 長 調査の結果は、諸要件を満たしており、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
- 議 長 次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
- 1 6 番 16番、原です。10項の調査報告をいたします。  
譲受人は市内次木在住の農業法人の代表の方です。100万㎡ほど耕作しております。農畜産物等の生産確保、販売などを営む人であります。譲渡人は市内次木在住の68歳の男性の方であります。この申請地も20年来借り受けていたところでございます。申請理由は農業経営の規模拡大と安定を図るため。当該農地を売買により所有権の移転をしたいというものであります。権利を手にする土地まで700m。諸要件等も満たしており、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。
- 議 長 調査の結果は、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
- 議 長 次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。
- 1 6 番 16番、原です。11項の調査報告をいたします。  
譲受人は市内小貫在住の69歳の農業の男性でございます。水稻をはじめ、露地野菜、季節野菜など42,500㎡ほど耕作しております。譲渡人は市内小貫在住の69歳の男性の方であります。申請理由でございますが、農業の規模拡大と安定のための当該農地を売買により所有権の移転をしたいということであります。従事日数、農機具、諸要件等も満たしており、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。



議	長	調査の結果は、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0	番
		10番、郡司です。第12項の調査報告をいたします。 譲受人は69歳、行方市荒宿に在住する農業兼会社役員の方です。家族で水稻、露地野菜など587aほど営農しております。譲渡人は68歳、埼玉県新座市に在住し、無職の方です。申請事由は、居住地に近いところで農地の売買の話があり、引き受けることにしたということです。譲渡人も農地の管理が難しく、悩んでいたところ、農地を引き受けてくれる話があり、お願いすることにしたそうです。区分は売買による所有権移転です。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1	番
		11番、椎名です。第13項の調査報告をします。 受人は行方市井貝在住65歳、農業の男性です。渡人は行方市蔵川在住62歳の女性です。申請事由は農業経営の拡大です。区分は売買による所有権の移転です。取得後の経営面積は17,585㎡となります。米、サツマイモを耕作しております。土地までの距離は600mです。何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0	番
		10番、郡司です。第14項の調査報告をいたします。 譲受人は35歳、潮来市日の出に在住する農業の方です。譲渡人は70歳、行方市井上に在住し、農業の方です。申請事由は新規就農です。譲受人はこちらの農地でハウレンソウ、ナガネギなど、露地野菜を作っているそうです。農作業従事日数も300日ほど。通作距離は約15kmで、約20分くらいです。区分は賃貸借権です。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、通作距離は15kmであるが、問題のないものであるということでご

ざいます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）  
議 長 異議なしと認め、14項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、15項の調査員より調査の報告を求めます。  
1 4 番 14番、根崎です。第15項の調査報告をします。  
譲受人は市内若海在住57歳、農業の女性です。三世代でイチゴ、エシャレットを187a作付しています。譲渡人は44歳、会社員の男性です。当農地は農地ではあるが、現在何も作付されず荒れ地となっていますが、受人は隣でもあり、きれいにしてミョウガを作りたいということでした。問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上。

議 長 調査の結果は、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）  
議 長 異議なしと認め、15項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、16項の調査員より調査の報告を求めます。  
3 番 3番、古渡です。第16項の調査報告をいたします。  
受人は行方市玉造甲に住む会社役員兼農業をしている35歳の男性です。渡人は同市玉造甲に住む無職の82歳の男性です。受人は売買で購入し、田畑併せて8,082㎡。主に米、露地野菜をやっているそうです。申請理由は農業経営の規模拡大。区分は所有権移転です。距離も3.2km、6分くらいです。農機具もそろっており、何ら問題がないものと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 調査の結果は、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）  
議 長 異議なしと認め、16項は原案のとおり可決いたします。

（議案第41号）

議 長 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明する（別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する）。

議 長 それでは、早速審議に入らせていただきます。  
9 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。  
9番、小沼です。1項の調査報告をします。この調査には山野委員さんの協力で調査をしてまいりました。

申請人は行方市麻生、74歳の無職の男性の方です。申請理由は賃貸住宅をしたいということと自己用住宅の一部違反転用の是正です。高齢で畑作業も重労働となり、賃貸借住宅を建て、収入の安定を図りたいということです。場所は麻生の朝霞荘付近になります。事業計画書、見積書、関係書類もそろっております。また、一部住宅が平成元年頃から許可を得ず無断で農地にはみだしており、始末書も添付しております。許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 調査の結果は、始末書等も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

（議案第42号）

議 長 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する（別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する）。

議 長 1項ごとに審議をいたします。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

3 番 3番、古渡です。第1項の調査報告をいたします。この案件には高塚委員、郡司委員に同行していただきました。

受人は行方市玉造甲に本店を置く法人です。渡人は同市玉造甲に住む会社役員の方の40歳の男性です。申請理由は中古自動車保管、違反転用の是正になります。区分は使用貸借権の制定です。始末書等ほか添付すべき必要書類を確認しました。場所は玉造ベシアの後ろになります。許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は、始末書等必要書類もそろっており、許可は相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

3 番 3番、古渡です。第2項の調査報告をいたします。この案件には高塚委員と郡司委員の同行していただきました。

受人はつくば市に住む会社役員の方の42歳の男性です。渡人は行方市玉造甲に住む会社役員の方の40歳の男性です。2人の関係は兄弟でございます。申請理由は中古車保管（貸駐車場）になり、受人が経営する法人へ中古自動車保管場として貸し付ける

議 長 そうです。区分は所有権移転です。場所は玉造のベイシアの後ろになります。調査の結果、必要書類もそろっており、許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

全 員 調査の結果は、許可が相当ということです。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

議 員 異議なし。（全員一致）

全 員 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

9 番 9番、小沼です。3項の調査報告をいたします。この案件には山野委員さんの協力で調査をしてまいりました。

議 長 譲受人は行方市31歳の会社員の男性の方です。譲渡人は行方市麻生82歳の農業の男性の方です。申請理由は自己用住宅。区分使用料貸借権です。現在、家族3人で同居しており、子供の成長で手狭になったため、独立して建築したいと計画を立てました。場所は麻生、小林自動車の付近であります。事業計画書、見積書、その他関係書類もそろっており、何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 調査の結果は、関係書類もそろっており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

全 員 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

（議案第43号）

議 長 議案第43号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案第43号 現況証明願について説明する（別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する）。

議 長 1項ごとに審議をします。

3 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

議 員 3番、古渡です。第1項の調査報告をいたします。この案件には高塚委員、郡司委員に同行していただきました。

議 長 申請人は行方市玉造甲に住む70代の男性です。願出要旨は地目変更登記のため。区分は非農地証明でございます。この土地は、20年以上前から原野化しており、復元するには困難で交付相当と判断してまいりました。場所は玉造中学校から北へ200mぐらい行ったところかな。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、農地に復元するのは困難であり、非農地証明を交付してもよいというものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございま

		せんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議 3	長 番	次に、2項の調査員より調査報告を求めます。 3番、古渡です。第2項の調査報告をいたします。この案件には高塚委員、郡司委員に同行していただきました。 申請人は行方市玉造甲に住む73歳の男性です。願出要旨は、地目変更登記のため。区分は非農地証明でございます。この土地は、20年以上前から原野化しているため復元するのは困難であり、交付相当と判断してまいりました。場所は玉造中学校から北へ200mぐらい入ったところになります。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農地に復元するのは困難であり、非農地証明書を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議 1 0	長 番	次に、3項の調査員より調査報告を求めます。 10番、郡司です。第3項の調査報告をいたします。この案件については、高塚、古渡両委員と共に調査してまいりました。 申請人は60代で、行方市西蓮寺に在住している方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明交付になります。場所は、西蓮寺のお寺より西へ約1kmのところ、昭和37年以前より住居の進入路となっています。農地に復元するのは困難であると判断し、非農地証明の交付が妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明書を交付するのが妥当であるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
議 1 6	長 番	次に、4項、5項は関連がございますので一括審議といたします。 調査員より調査報告を求めます。 16番、原です。4項、5項は関連がありますので一括して報告いたします。この案件は、清水会長と共に調査してまいりました。 申請人は4項、5項とも市内山田在住の農業の男性の方であります。申請理由でございますが、地目変更登記のための非農地証明願でございます。4項、5項とも傾斜地であり、20年以上耕作しておらず原野化しております。農地への復元地利用することは困難であり、非農地証明を交付してもよい案件と調査してまいりました。場所は次木浄水場から北へ300mほどのところでございます。皆様方のご審

		議よろしく申し上げます。以上でございます。
議	長	調査の結果は、原野化しており、非農地証明書を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項、5項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査報告を求めます
1	4番	14番、根崎です。第6項の調査報告をします。調査には内藤、風間両委員と調査してきました。申請人は若海在住の男性の方です。申請理由は、地目変更登記のための非農地証明交付になります。33年以上前より建物の敷地となっており、農地に復元するのは極めて困難な状態であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上。
議	長	調査の結果は、農地に復元するのは極めて困難であるから、非農地証明書を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	13番、高塚です。第7項について調査報告をいたします。調査には郡司、古渡両委員と現状確認をしていただきました。 申請人は市内手賀在住の男性の方です。申請事由は、地目変更登記のための非農地証明ということで、申請農地は養徳寺より東南に500mぐらいのところで、数十年以上耕作しておらず、申請人の方も経過年数については不明とのことであります。周りの山と同化しておりまして、農地への復元は困難と判断いたしました。よって、地目変更登記のための非農地証明の発行に何の問題もないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、山林化しており、非農地証明書を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0番	10番、郡司です。第8項の調査を報告いたします。この案件については、高塚、古渡両委員と共に調査してまいりました。 申請人は80代で行方市荒宿に在住し、無職の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所はなめがた地域医療センターから南へ約1.5kmのところ、昭和47年の頃から50年以上耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よ

		ろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、農地に復元するのは非常に困難であり、非農地証明書を交付するのが妥当だということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項は証明書を交付することに決定いたします。
		(議案第44号)
議	長	議案第44号 行方市農業振興地域整備計画変更(一般管理)に係る意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願ひします。
事	務	局
		議案第44号 行方市農業振興地域整備計画変更(一般管理)に係る意見決定についてについて説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配布のため割愛する)。
議	長	それでは、番号ごとに審議をいたします。
		1番の調査員より調査の報告を求めます。
1	9	番
		19番、山野です。1番を小沼委員の協力で調査をしましたので、ご報告をいたします。
		申請人の年齢が31歳です。市内矢幡在住、団体職員の方でございます。所有者については申請人と同じく矢幡在住の無職の女性の方と無職の男性の方になります。変更目的については自己用住宅建築のためということでございます。変更理由といたしまして、相続ができないため、自宅敷地内に建築ができないため自分名義の土地を購入し住宅資金を借りて自己住宅を新築したいとこのこととございました。場所については山田地内現地案内図等をご覧いただきたいというふうに思います。隣接の私道については同意書も添付され、住宅を建築するに伴って特に問題ないと思われ、調査の結果、農振除外することについて関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農振除外をしてもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1番は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
議	長	次に、2番の調査員より調査の報告を求めます。
1	9	番
		19番、山野です。続きまして、2番を小沼委員の協力において調査をしましたので、ご報告をいたします。
		申請人、年齢45歳、市内矢幡在住、会社員の男性の方でございます。所有者については女性の方で、申請人と親子関係になる人の方でございます。変更目的は自己用住宅建築のためということでございます。変更理由といたしましては、申請人は現在

		<p>実家両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭になったため、母親名義の土地に家を建てたいとのことでございました。場所については後ろに添付されている矢幡地内住宅地図公図をご覧くださいというふうに思います。隣接の私道については同意書も添付され、特に問題ないものと思われ、調査の結果、申請地を農振除外することについて関係書類についても整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2番は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
議	長	次に、3番の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	<p>11番、椎名です。3番の調査報告をします。調査には中城委員さんのご協力をいただきました。</p> <p>受人は行方市小高、31歳の建設業の男性です。渡人は行方市小高在住、農業の男性です。2人の関係は親子になります。転用の目的は自己用住宅の建設です。子供のことを考え、自己用住宅を建築したいと父親に相談したところ、承諾を得ることができ、今回の申請に至ったそうです。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3番は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。
議	長	次に、4番の調査員より調査の報告を求めます。
1	0番	<p>10番、郡司です。4番の調査報告をいたします。この案件については高塚、古渡両委員と共に調査してまいりました。</p> <p>申請人は46歳で、行方市井上藤井に在住している会社員の方です。申請事由については自己用住宅の建設のために農振地域から除外の申請になります。場所はなめがた地域医療センターから南へ約500mのところ。現在は両親や子供たちと7人で住んでいるため、手狭になっていることから、父所有の土地に自己用住宅を建築したいそうです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、問題ないと許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4番は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。



議 3	長 番	次に、5番の調査員より調査の報告を求めます。 3番、古渡です。この案件には高塚委員、郡司委員に同行していただきました。 受人は行方市玉造甲に住む30代の会社員の男性です。渡人は同市玉造甲に住む70代の男性です。申請人は父所有の家と一緒にいるため、夫婦2人と子供2人の4人で住んでいて手狭になってきたため、地主さんをお願いして購入することになったそうです。4,091㎡の内498㎡になります。場所は玉造ベイシアから東へ200mぐらい行ったところ。許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	何回もやってもらったんで、丁寧に質問させていただきます。 土地改良区にこれ入っているみたいに見えるんですけども、写真見ると。土地改良区の承諾書みたいなそういうのもあるんですか、これ。田んぼみたいに航空写真みたいなものを見ると見えるんですけども。こういうのは必要ないんですけど、農振除外の場合には。これが出てからやるの、土地改良区なんかの。
3 議	番	あります。
議	長	分かりました。ありました。
議	長	調査の結果は、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
全 議	長	異議なしと認め、5番は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。
議 1	4 番	次に、6番の調査員より調査の報告を求めます。 14番、根崎です。6番の報告をします。この案件は風間、内藤両委員さんと土地の除外地である担当委員である椎名委員さんの協力をいただき調査しました。 申請人は市内谷島在住、34歳の会社員の男性です。現在、アパートに親子4人で暮らしていますが、手狭になり実家近くにあるこの土地に家を建築するそうです。関係書類もそろい、許可相当と農振除外することに問題ないものと調査してきました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上。
議	長	調査の結果は、農振除外をしても問題ないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
全 議	長	異議なしと認め、6番は農用地区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。
議 1	6 番	次に、7番の調査員より調査の報告を求めます。 16番、原です。7番の報告をいたします。この案件は清水会長と調査してまいりました。 借人は神栖市に在住する会社員の男性の方であります。貸人は市内小貫在住の女性の方であります。2人の関係でございますが、親子でございます。事由は結婚を機

に母の所有の土地に住居を建設したいということでございます。隣接地の同意書、周辺農地への影響等もなく、関係書類等も添付されており、農振除外が問題ないものと許可相当であると見てまいりました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上となります。

議 長 調査の結果は、農振除外をしてもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、7番は農用区域から除外することに異議ないものと決定いたします。

議 長 次に、8番の調査員より調査の報告を求めます。

1 8 番 18番、横山です。これ、関連性があるから8番、9番、一括して報告でもよろしいですか。

議 長 はい。結構です。8番9番関連があるので、一括して調査員より調査の報告を求めます。

1 8 番 それでは、8番、9番は関連性があるため一括して報告をいたします。調査には平塚委員にご協力をいただきました。

まず、8番ですが、申請者は鹿嶋市の太陽光発電の企画会社。場所は行方市蔵川の麻生東小学校付近で、80代の無職の男性が所有をしております。変更目的は太陽光発電パネルの設置となります。場所の現状は自家用野菜が栽培されておりますが、地権者は高齢となって農地として維持していくことが不可能となり、申請者の要望に応じてのことです。土地の有効利用、耕作放棄地となることを未然に防ぐ点からも妥当であり、関係資料もそろっており、農振地区から除外することは相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続いて、9番の調査報告をいたします。

申請者は8番と同じ鹿嶋市の太陽光発電事業所です。場所は、先ほどの場所から約5、60mほどの場所で、現況は芝が繁茂して大変な荒れ地となっております。所有者は前項地権者の同居の長男で飲食業をしております。申請目的は太陽光発電設備のためであって、本業は飲食業のため、農地として正常な維持管理ができずに現地に迷惑をかけていたこともあり、前項の事業者の要望に応じたということであります。荒れ地が解消され、土地の有効利用が図られること、併せて隣地の同意書も添付されており、農振地区から除外することに問題なく、除外相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 8番、9番一括して調査報告をいただきました。調査の結果は、農振除外をしてもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、8番、9番は農用区域から除外することに異議ないものと決定をいたします。

議 長 次に、10番の調査員より調査の報告を求めます。

1 9 番 19番、山野です。10番を小沼委員の協力を得て調査をしましたので、ご報告をいたします。

申請人は鹿嶋市の法人で、代表者は男性の方でございます。所有者は市内石神在住、無職の男性の方でございます。変更区分は除外でございます。太陽光発電施設の設置でございます。変更理由といたしまして、耕作放棄地を太陽光発電施設の設置で有効活用するというところでございました。場所については石神地内、熊野神社付近になります。隣接地の私道については同意書が添付され、太陽光発電施設の設置に伴って、特に悪影響な要因はないと思われ、調査の結果、今回の申請地を農振除外することについて関係書類についても整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、農振除外をしてもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、10番は農用地区域から除外することに異議ないものと決定します。

議 長 次に、11番の調査員より調査の報告を求めます。

1 1 番 11番、椎名です。11番の調査報告をします。調査には中城委員さんのご協力をいただきました。

受人は行方市井貝で建設業を営む法人です。渡人は行方市手賀の会社員の男性です。転用の目的は資材置場兼駐車場です。事業の拡大を考えておる中、現在の資材置場では手狭で、重機、トラック、従業員の駐車場ではほぼ埋め尽くされている状態で、工事で使用する砕石、コンクリート二次製品の置場がなく、今回の申請に至ったそうです土地権利者の同意書等の関係書類も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、農振除外をしてもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、11番は農用地区域から除外することに異議ないものと決定いたします。

ここで暫時休憩といたします。

（休憩） 午後 3時58分～午後 4時10分

議 長 それでは審議を再開します。

（議案第45号）

議 長 議案第45号 行方市農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明願います。

事務局	<p>議案第45号 行方市農用地利用集積計画の決定について説明する。</p> <p>別紙資料2をご覧ください。2枚目の農用地利用集積計画と総括表のほうでご説明させていただきます。</p> <p>新規設定の田で36件、72筆、9万5,292㎡、畑のほうが7件、13筆で3万2,844㎡、新規の合計としまして43件、85筆、12万8,136㎡となります。</p> <p>続いて、更新の設定で田が13件、25筆、4万3,968㎡、畑5件、9筆で2万8,163㎡となります。更新合計としまして18件、30筆、7万2,131㎡となります。新規と更新の合計といたしまして、田が49件、97筆、13万9,260㎡、畑12件、22筆、6万1,007㎡となります。合計といたしまして61件、119筆、20万267㎡となります。</p> <p>次のページが利用権設定一覧表ということで、設定者、受ける者、設定した土地、利用権の内容で期間、賃借料が記載されておりますので、確認していただければと思います。以上です。</p>
議全議	<p>長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。(全員一致)</p> <p>長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。</p>
議	<p>(議案第46号)</p> <p>長 議案第46号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第46号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について説明する。</p> <p>別紙資料3をご覧くださいと思います。</p> <p>茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。</p> <p>2枚目、農地中間管理事業総括表でご説明いたします。</p> <p>新規の設定で田が2件、4筆、畑が2件、2筆、合計1万4,631㎡となります。</p> <p>次のページの一覧を確認いただきたいと思います。設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。</p>
議全議	<p>長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。(全員一致)</p> <p>長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について</p>

は原案のとおり決定いたします。

(議案第47号)

議長 議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定  
についての件を議題いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定  
について説明する。

別紙資料No.4をご覧くださいと思います。

令和3年6月9日付で、行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が6筆、14,631㎡となります。詳細につきましては、次のページの一覧をご確認いただきたいと思います。

なお、議案第46号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定め公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

議員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定いたします。

(議案第48号)

議長 議案第48号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進についての件  
を議題いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第48号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について説明  
する。

別紙資料のNo.5をご覧ください。令和3年度農業委員会会長、事務局長会議において、農業委員及び農地利用最適化推進委員1人当たり2部の新規購読者の確保を図ることとなりました。普及推進強調月間といたしまして、前期が7月から8月、後期が10月から11月、1人当たり2部以上ということで普及、購読者の確保をお願いいたします。

推進活動によりまして新規購読者がおられましたら、緑の申込書をご記入いただいたものを預かっていただいて、事務局のほうに提出いただくようお願いいたします。

なお、今回普及資材ということで、1人当たり2部エコバッグを配付しております。そちらを使っていただいて普及活動のほうをよろしくお願いしたいと思います。

す。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
全 員 異議なし。（全員一致）  
議 長 異議なしと認め、全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進については、原案のとおり決定といたします。ひとつよろしく願いをいたします。

（議案第49号）

議 長 議案第49号 農業者年金加入推進についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第49号 農業者年金加入推進について説明する。  
別紙資料No.6をご覧ください。内容としましては、令和3年度農業者年金推進対策といたしまして、茨城県において161名の加入確保を目標としております。県のほうで定めた市町村別農業者年金加入目標で、行方市におきましては、今年度加入目標12名ということで設定されております。認定農業者を中心とした加入推進名簿を作成しましたので、この方々を中心に推進していただきたいと思っております。  
名簿の中には現在受給をされている方も入っておりまして、実際受給されている方の後継者ですと理解も進むと思っておりますので参考にしていただいて、推進のほうをお願いしたいと思います。また、この名簿に関係なく積極的な加入推進の取組のほうをお願いしたいと思います。なお、この名簿については個人情報となっておりますので、取扱いには十分にご注意いただきたいと思っております。  
加入推進強化月間としまして、9月から10月、それから1月から3月と設定しております。その期間にかかわらず年間通して、委員の皆様におかれまして推進活動をお願いしたいと思います。  
推進活動を行いましたら、様式4の加入推進記録簿を記入していただいて、活動状況の報告を事務局のほうまでお願いしたいと思います。以上です。

議 長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
全 員 異議なし。（全員一致）  
議 長 異議なしと認め、農業者年金加入推進について、原案のとおり決定をいたします。名簿のほうは、くれぐれも慎重に扱っていただきたいというふうに思います。

（議案第50号）

議 長 議案第50号 農地パトロールについての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第50号 農地パトロールについて説明する。  
別紙のとおりということで、資料No.7のほうをご覧くださいと思います。  
農地パトロールについて、7月から8月にかけて実施をするということで提案させ

ていただくものでございます。

まず、実施区域につきましては市内全域ということで、実施内容につきましては新たな遊休農地を確認をしまして、再生可能A分類と、再生困難B分類に仕分けをしていきたいと思っております。2点目として、遊休農地となっていた農地について解消されている農地の確認。3つ目につきましては、B分類と判断をされた農地について、農地、非農地調査を行うものでございます。7月から8月にかけて実施する農地パトロールにつきましては、農地、非農地調査のほうを中心に行いたいと思っております。それから、その後、新体制になってからなんですけれども、10月頃にタブレットのほうもその頃には利用できるかなと思っておりますので、それが利用可能になりましたら、それを活用して事務局と農業委員、推進委員でパトロールのほうを行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

調査体制ということで2枚目のほうをご覧いただきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員、あと事務局の職員ということで行います。班編成につきましては、一応7月20日から8月2日までということで組ませていただきました。また、予備日ということで8月3日から6日までを設けさせていただきまして、人も少ない中でやる形です。都合が悪いときには予備日に行うような形で調整させていただきますので、その際にご連絡のほうをお願いしたいと思っております。

それから、結果報告につきましては、非農地判断した農地につきましては8月の総会時に、麻生地区につきましては横山農地部会長、北浦地区につきましては原農地部会長代理、玉造地区につきましては根崎委員により報告のほうをお願いしたいと思っております。

それから、(2)の農地利用意向調査についてですが、再生可能な農地につきましては11月の末頃に調査票のほうを発送しまして意向調査のほうを行う予定となっております。A分類の農地について調査表のほうを発送していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

- |   |   |  |
|---|---|--|
| 議 | 長 | ありがとうございます。  |
|   |   | ここで横山農地部会長よりご報告をお願いいたします。  |
| 1 | 8 | 番  |
|   |   | 18番、横山です。農地パトロールのことについて報告をさせていただきます。本日、総会前に農地部会を開催いたしました。農地パトロールにつきまして協議をいたしました。今年も7月から8月にかけて農地パトロールを実施し、市内全域の農地利用状況調査をすることとなりました。各地区の日程及び担当委員につきましては、事務局の説明したとおり資料No.7に記載されておりますので確認のほうはよろしくお願ひいたします。 |
|   |   | 季節柄かなり暑くなると思われませんが、日射病等には十分気をつけて皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。以上です。  |
| 議 | 長 | ありがとうございます。  |
|   |   | それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。   |
| 全 | 員 | 異議なし。(全員一致)  |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、農地パトロールの実施体制については、原案のとおり決定といた  |

します。

(議案第51号)

議長 議案第51号 行方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第51号 行方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見について説明する。  
別紙No.8をご用意いただきたいと思います。

議長 それでは、農林水産課のほうから説明をお願いしたい。座ってやったら。長くなるんじゃないのか。こんなにあるんだけれども。よろしく願います。

農林水産課 ご苦労さまです。農林水産課の清水と申します。よろしく願いたいと思います。

今回は、行方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてご説明させていただきます。

この基本構想につきましては茨城県の基本方針の見直しに伴いまして、市の基本構想を見直す形となっております。期間的なものとしたしましては、10年先を見据えた計画となっております。また、策定期間につきましては、令和3年9月頃を目途に策定する予定であります。

今後の進め方につきましては、今回の市農業委員会、さらにはなめがたしおさい農協から意見をいただきまして、7月下旬に県のほうに基本構想案を提出し、協議することとなります。その後、県知事からの同意により、9月頃に登記という形となりますのでよろしく願いたいと思います。

それでは、基本構想案の内容説明に入らせていただきます。

今回の主な変更点につきましては、農業経営の指標の営農類型の変更がございます。

では、事前にお配りしました資料8の行方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想案をご覧ください。

まずは、表紙の裏側にあります目次の中の第2の農業経営の規模計算方式、経営管理の方法等に関する営農類型ごとの農業経営の指標についてと第2の2の新たに農業経営を営もうとする制限等の目標とすべき農業経営の指標が以前の複合型から今回の専作型になっている点が一番変更点となります。

では、資料のページごとに説明をさせていただきます。

2ページ目の2、効率的かつ安定的な農業経営の目標の部分で、年間総労働時間2,000時間と年間農業所得580万円と市の目標の時間と所得を掲載しておりますが、こちらにつきましてはの変更はございません。積算としたしましては、2,000時間は他産業従事者の分と同程度の労働時間となっております。年間農業所得につきましても、他産業従事者と同程度の数値となるように設定してございます。さらには、中段の3、新たに農業を営もうとする制限等の目標にあります年間



総労働時間2,000時間、年間農業所得250万円も前回と変更はございません。こちらにつきましては新規の部分になりますので、経営開始から5年後の目標とすべき他産業従事者との水準を踏まえて設定しております。

次に、3ページ目の下段の5、経営体への指導等の中で次の4ページ目の1行目にございます県の銘柄産地の指定になります。こちらにつきましては、前回指定されておりました香葉が指定を受けておりますので、こちらを追加する予定となっております。

続きまして、5ページ目の第2の農業経営の規模計算方式、経営管理の方法等に関する営農の類型元の農業経営の指標につきまして、目次のところでもご説明したとおり、これまでの複合型から専作型に変更となっております。こちらにつきましては、県の基本方針において営農類型を専作経営としたため、これに合わせる形で市の営農類型も変更してございます。市内にある主な作物を収穫した形で統計から専作経営として掲載してございます。さらに、経営規模、計算方式につきましても、こちら県で示している指標を基に掲載してございます。これが5ページ目の普通作から季節野菜、露地野菜と畜産業として9ページまで記してございます。

続きまして、10ページ目の第2の2、新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標につきましても、基本、県の基本方針に倣いまして、本市で新規就農する際の指標といたしまして10ページと11ページに営農類型を掲載してございます。こちら普通作、季節野菜、露地野菜、畜産業となっております。その中で、新規で取り組むにはちょっと難しいかなと思います野菜のカンショについてなんですけれども、行方市で今現在、多くカンショを作付しているということで、新規でもこちらに掲載したほうがよいという意見がございましたので掲載させていただいております。また、養豚につきましても、こちらは親族からの継承を前提としたものとして掲載してございます。

続きまして、12ページの第3、効率的、安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用算定の改定に関する事項の農用地の利用に占める面積のシェア目標の53.4%は前回と変わりございません。茨城県での農地の集積目標を66%と前回設定してございまして、その中では行方市における農地の集積目標が54%となっております。今年度も茨城県の集積目標の変更がなかったため同数となっております。また、以前は、第5農地利用集積円滑化事業というものが大きな枠で掲載しておりましたが、これまでいくつかの措置を講じて、中間管理事業に統合、一体化する方向で進めてきたことや、農業経営基盤促進法からも削除されていることを踏まえまして、今回はその農地利用集積円滑化事業は削除してございます。その代わりに、農地利用等につきましては、農地中間管理事業の内容や人・農地プランによる取組を追加で14ページ以降等に掲載させていただいております。

さらに、19ページの2、農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項、20ページの3、農地中間管理事業実施の促進に関する事項等におきまして、こちらで農地中間管理事業等の内容を掲載してございます。

その他、名称の変更、農協さんの名称ですとか企業名変更等、現在のものに変更し

		<p>であるものもところどころございますが、ご了承願いたいと思います。  主立った変更については以上となります。これで説明のほうは終わりにしたいと思  います。よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。前もってこの構想案というのはお配りしてありましたの  で、お目通しをいただいたかとは思いますが、ただいま、ざっとご説明をいただき  ました。</p>
		<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議	長	<p>異議なしと認め、行方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に  係る意見については、原案のとおり同意いたします。</p>
		<p>（報告第26号）（報告第27号）（報告第28号）</p>
議	長	<p>続いて、報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につい  て、報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報  告第28号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局  より説明願います。</p>
事	務	<p>報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する  （別紙議案書のとおり）。</p>
局		<p>報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について説明する  （別紙議案書のとおり）。</p>
		<p>報告第28号 農業委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。</p>
議	長	<p>それでは、報告案件につきまして審議を求めます。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p>
		<p>（閉会宣告） 午後4時37分</p>
議	長	<p>本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。これで第6回総会を  閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。ご協力ありがとうございました。</p>